

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成22年1月8日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	高松琴平電気鉄道株式会社 高松市栗林町2丁目19番20号	
大規模小売店舗の名称及び所在地	コトデン瓦町ビル 高松市常磐町1丁目3番地1ほか	
変更した事項	1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名及び住所	
	(1)	
	変更前	株式会社高松天満屋 高松市常磐町1丁目3番地1 株式会社宮脇書店 高松市丸亀町4番地8 株式会社ジェイテックス 東京都目黒区青葉台2丁目21番6号 中目黒青葉台ビル 北四国総業株式会社 高松市塩上町1丁目5番12号
	変更後	株式会社高松天満屋 高松市常磐町1丁目3番地1 株式会社宮脇書店 高松市丸亀町4番地8 株式会社ジェイテックス 東京都目黒区青葉台2丁目21番6号 中目黒青葉台ビル ことでんサービス株式会社 高松市常磐町1丁目3番地1
	(2)	
	変更前	株式会社高松天満屋 高松市常磐町1丁目3番地1 株式会社宮脇書店 高松市丸亀町4番地8 株式会社ジェイテックス 東京都目黒区青葉台2丁目21番6号 中目黒青葉台ビル ことでんサービス株式会社 高松市常磐町1丁目3番地1
変更後	株式会社高松天満屋 高松市常磐町1丁目3番地1 株式会社宮脇書店 高松市丸亀町4番地8 株式会社ワールド 東京都目黒区中目黒1-8-1 中目黒ITビル3F ことでんサービス株式会社 高松市常磐町1丁目3番地1	

	(3)				
	<table border="1"> <tr> <td>変更前</td> <td>株式会社高松天満屋 高松市常磐町1丁目3番地1 株式会社宮脇書店 高松市丸亀町4番地8 株式会社ワールド 東京都目黒区中目黒1-8-1 中目黒ITビル3F ことでんサービス株式会社 高松市常磐町1丁目3番地1</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>株式会社高松天満屋 高松市常磐町1丁目3番地1 株式会社宮脇書店 高松市丸亀町4番地8 株式会社ワールド 東京都目黒区中目黒1-8-1 中目黒ITビル3F ことでんサービス株式会社 高松市常磐町1丁目3番地1 株式会社ロフト 東京都渋谷区宇田川町18番2号</td> </tr> </table>	変更前	株式会社高松天満屋 高松市常磐町1丁目3番地1 株式会社宮脇書店 高松市丸亀町4番地8 株式会社ワールド 東京都目黒区中目黒1-8-1 中目黒ITビル3F ことでんサービス株式会社 高松市常磐町1丁目3番地1	変更後	株式会社高松天満屋 高松市常磐町1丁目3番地1 株式会社宮脇書店 高松市丸亀町4番地8 株式会社ワールド 東京都目黒区中目黒1-8-1 中目黒ITビル3F ことでんサービス株式会社 高松市常磐町1丁目3番地1 株式会社ロフト 東京都渋谷区宇田川町18番2号
変更前	株式会社高松天満屋 高松市常磐町1丁目3番地1 株式会社宮脇書店 高松市丸亀町4番地8 株式会社ワールド 東京都目黒区中目黒1-8-1 中目黒ITビル3F ことでんサービス株式会社 高松市常磐町1丁目3番地1				
変更後	株式会社高松天満屋 高松市常磐町1丁目3番地1 株式会社宮脇書店 高松市丸亀町4番地8 株式会社ワールド 東京都目黒区中目黒1-8-1 中目黒ITビル3F ことでんサービス株式会社 高松市常磐町1丁目3番地1 株式会社ロフト 東京都渋谷区宇田川町18番2号				
	2 大規模小売店舗において小売業を行う法人の代表者の氏名				
	<table border="1"> <tr> <td>変更前</td> <td>株式会社宮脇書店 代表取締役 宮脇富子</td> </tr> <tr> <td>変更後</td> <td>株式会社宮脇書店 代表取締役 宮脇範次</td> </tr> </table>	変更前	株式会社宮脇書店 代表取締役 宮脇富子	変更後	株式会社宮脇書店 代表取締役 宮脇範次
変更前	株式会社宮脇書店 代表取締役 宮脇富子				
変更後	株式会社宮脇書店 代表取締役 宮脇範次				
変更年月日	変更した事項の1 (1) 平成16年4月1日 " (2) 平成20年4月1日 " (3) 平成21年10月20日 変更した事項の2 平成19年12月25日				
変更理由	変更した事項の1 (1)、(2) 企業合併のため " (3) 小売業者の変更のため 変更した事項の2 代表者の変更のため				

2 届出年月日  
平成21年12月25日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課
縦覧期間	平成22年1月8日(金曜日)から同年5月10日(月曜日)まで

4 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から4月以内(平成22年5月10日(月曜日)まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課において当該公告の日から1月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
---------	--

	ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570 高松市番町4丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ